

# 飲料自動販売機設置業者 募集要領

令和6年5月  
堺市上下水道局

## 公募物件一覧

物件 番号	施設名	所在地（住居表示）	設置 台数	自動販売機の 外形寸法	
		設置場所		幅	奥行
1	上下水道局本庁舎 本館	堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2	1台	幅	1.2m以内
		1階エントランス（屋内）		奥行	0.8m以内
2	上下水道局本庁舎 本館	堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2	1台	幅	1.2m以内
		3階ランチルーム（屋内）		奥行	0.8m以内
3	上下水道局本庁舎 南館	堺市北区百舌鳥梅北町2丁57番地1	1台	幅	1.5m以内
		2階EVホール（屋内）		奥行	0.6m以内

※仕様書及び施設別仕様書は、8ページ以降に記載しています。

※施設の貸付面積は、飲料自動販売機と容器回収ボックスの設置合計面積とします。ただし、転倒防止板を除きます。

※飲料自動販売機の設置業者は、物件番号ごとに選定するものとします。なお、応募件数に制限はありません。

## お問合せ先

〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39-2  
(堺市上下水道局本庁舎本館4階)  
堺市上下水道局 事業サポート課 財産活用係  
TEL 072-250-9131 / FAX 072-250-9146  
メールアドレス jisapo@city.sakai.lg.jp  
ホームページアドレス <https://water.city.sakai.lg.jp/>

## 1 目的

堺市上下水道局（以下「局」といいます。）では、上下水道局本庁舎本館及び南館に設置する飲料自動販売機（以下「自販機」といいます。）の設置業者を募集します。

自販機の設置は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、局が設置に必要な建物の一部を貸し付ける方法により行います。

一般競争入札により、設置業者を決定しますので、応募される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知の上、お申込みください。

## 2 日程

項 目	期限、期間等
設置場所の状況確認	午前 9 時から正午まで及び午後 0 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）に各自で確認してください。 なお、物件 2 については、事前連絡が必要です。
質問の受付	令和 6 年 6 月 10 日（月）まで
質問に対する回答	令和 6 年 6 月 17 日（月）までに局のホームページに掲載
入札参加申込み	令和 6 年 6 月 18 日（火）から 6 月 20 日（木）まで
開 札	令和 6 年 6 月 24 日（月） 時間・場所は後記
入札参加資格審査 （落札者の決定）	令和 6 年 7 月下旬までに決定
契約の締結	令和 6 年 8 月 30 日（金）まで
貸付の開始	令和 6 年 10 月 1 日（火）から

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

## 3 選定方法

売上高に応じて納める貸付料の納付率により一般競争入札を行い、局が定める**最低納付率（15%）以上**で、最高の割合の納付率で入札した者を、入札参加資格審査を経て設置業者である借受人とします。

## 4 入札参加要件

次の要件を全て満たす法人又は個人が応募することができます。

- (1) 応募の日から過去 2 年間において、国又は地方公共団体の管理施設（指定管理施設、外郭団体が管理する施設その他の国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。）に自らが管理運営する自販機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っていること。
- (2) 設置業者自らが自販機を設置し、継続して運営する資力、能力及び信頼性を有すること。
- (3) 入札参加申込締切日から、開札後、入札参加資格審査を行うまでの間、次のアからカまでに該当しないこと。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

イ 法人税（個人にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税の滞納がある者

ウ （本市に市税を納める義務のある者に対しては）市税の滞納がある者

※本市が課している市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、

事業所税、都市計画税及び入湯税があります。

エ 本市上下水道料金の滞納がある者

※ここでいう上下水道料金とは、水道料金及び下水道使用料のことをいいます。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第 3 条各号に規定する者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者

カ 本市入札事務に関して資格停止となっている者

## 5 貸付期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで（自販機の設置及び撤去に要する期間は、貸付期間に含む。）とします。ただし、借受人から契約更新の申出があり、局が更新を行って支障がないと判断した場合は、**令和 11 年 9 月 30 日まで**を限度とし、1 回に限り更新ができます。

## 6 貸付料

貸付料は、次に定めるとおり自販機の売上高に応じ、支払っていただきます。

### (1) 貸付料の計算方法

貸付料は、自販機の四半期（3 か月）ごとの売上高に入札で決定した納付率を乗じて得た額（円未満は切捨て）に消費税及び地方消費税を加算した額とします。

（算出例）

・ 3 か月分（四半期）の売上高の合計 101,220 円

・ 入札で決定した納付率 35.9%

（計算式） $101,220 \times 0.359 = 36,337$  円

$36,337 \times \text{消費税加算 } 1.1 = \underline{39,970}$  円

### (2) 売上実績報告書の提出

借受人は、四半期ごとに自販機による売上高、売上本数を取りまとめ、施設管理者に各四半期最終月の翌月 15 日までに売上実績報告書（局の指定様式、売上高・売上本数を確認できるデータの添付が必要）を提出してください。

四半期	対象期間	売上実績報告書提出期限	貸付料納入期限
第 1 四半期	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	7 月 15 日	局の請求があった日から 30 日以内
第 2 四半期	7 月 1 日から 9 月 30 日まで	10 月 15 日	
第 3 四半期	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	1 月 15 日	
第 4 四半期	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	4 月 15 日	

### (3) 貸付料の納入方法及び期限

各施設管理者は、売上実績報告書による売上高に基づき貸付料を計算しますので、借受人は、本市が発行する納入通知書又は局の口座への振込みにより、局の請求があった日から 30 日以内に納入してください。（局の請求時期は四半期毎を原則とします。）納入方法については、各施設管理者と協議の上、決定します。口座振込みを選択した場合は、振込みに係る手数料は借受人の負担とします。

### (4) 売上実績報告書を提出しない場合等

借受人が売上実績報告書を提出しない場合及び提出した売上実績報告書の売上高等の記載事項に

疑義のあるときは、局自ら売上本数のカウンターを調査し、借受人に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講じます。このとき、借受人は、局の調査に協力しなければなりません。

(5) 延滞金

借受人は、貸付料を指定する納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日までの期間について、堺市上下水道局公有財産規程（平成 25 年上下水道局管理規程第 13 号）第 23 条第 6 項に定める延滞金の特例として附則に定める割合で計算した金額（100 円未満の端数があるとき、又は当該金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として局に支払わなければなりません。

(6) 電気料金

自販機設置に係る電気料金は、子メーターにより電気使用量を計測し、電気料金として別途請求します。

(7) 公募時の売上実績、設置業者名等の公表

今後、局で設置業者を公募等により選定する際には、募集要領等に売上高・売上本数、設置業者名、納付率を掲載し、公表する予定ですので、ご了承ください。

## 7 入札参加申込み

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和 6 年 6 月 18 日（火）から 令和 6 年 6 月 20 日（木）まで	午前 9 時から正午まで及び午後 0 時 45 分から午後 5 時まで

(2) 受付場所

堺市北区百舌鳥梅北町 1 丁 3 9 番地 2  
堺市上下水道局 事業サポート課 財産活用係（堺市上下水道局本庁舎本館 4 階）  
電話 072-250-9131

(3) 申込みの方法

入札参加希望者は、入札参加申込書その他必要書類に所定の事項を記入・押印し、受付場所に提出書類を簡易書留により郵送又は直接持参してください。ファックス、電子メールによる受付は行いません。

(4) 提出書類

- ① 入札参加申込書【様式 1】
- ② 事業者概要  
（会社等のパンフレットでも結構です。形式は問いません。配送する営業所等の位置図必要）
- ③ 住民票の写し又は登記事項証明書（書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本に限ります。）  
（ア）個人の場合：住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）  
（イ）法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
- ④ 印鑑(登録)証明書（書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本に限ります。）
- ⑤ 国税の納税証明書  
（未納の税額がないことの証明、書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本に限ります。）  
（ア）個人の場合：申告所得税と消費税及び地方消費税について（その 3 の 2）  
（イ）法人の場合：法人税と消費税及び地方消費税について（その 3 の 3）
- ⑥ 堺市税納付状況確認同意書【様式 2】（市外在住の場合も必要）
- ⑦ 飲料自動販売機設置実績報告書【様式 3】

(自販機設置に係る行政財産目的外使用許可書又は契約書等の写しを添付)

⑧ 誓約書【様式 4】

(法人の場合、申込み後新たな役員が就任した際は再提出が必要です。貸付期間中に新たに役員が就任した場合も同様です。)

⑨ 設置する自販機のカatalog

(外形寸法、年間消費電力量及びヒートポンプ式であることが確認できるもの)

⑩ 入札書【様式 5】

(ア) 封筒に入れた後、全ての継目部分(封筒によって異なります。)に割印してください。

(イ) 物件ごとに封筒を用意してください。

(ウ) 最低納付率 **15%以上**を記入してください。

(貸付料には消費税及び地方消費税が加算されることを考慮してください。)

※本市調達課の名簿登録をしている事業者(以下「登録事業者」という。)については、③、④、⑤及び⑥は不要となります。ただし、登録事業者の登録内容と申込み内容が異なる(代表取締役の名称が異なる等)場合は、全ての応募書類が必要となりますので、ご注意ください。

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 留意事項

ア 応募者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、応募に係る権限を有する者を入札参加申込書の応募者欄に記入してください。

イ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)から閲覧する場合は、【トップページの分野別メニュー】→【納税手続】→【納税証明書】をご参照下さい。

ウ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。「その3」は不可)なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、入札参加者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。

エ 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地(住民票の住所欄に記載されたところ)であり、勤務先の所在地等ではありません。

オ 入札参加受付後の取下げは、行うことができません。

カ 提出された応募書類の返却は、行いません。

キ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができません。

(7) 個人情報の扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置予定業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、必要に応じて、警察当局への照会に使用します。

## 8 質問受付及び回答

(1) 質問受付期間

質問受付期間
令和6年6月10日(月) 午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(所定様式)に記入の上、電子メール又はFAXにより送信してください。送信後、到着していることの確認を電話により行ってください。(ただし、正午から午後0時45分までを除く。)

(3) 回答予定日

質問と回答は、令和6年6月17日(月)までに局のホームページに掲載する予定です。質問者名は公表しません。なお、この回答をもって本要領の補完、追加とします。

## 9 開札

(1) 開札日時

物件番号	開札日	開札時間
1	令和6年6月24日(月)	午前10時00分
2		午前10時20分
3		午前10時40分

(2) 開札場所

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2  
堺市上下水道局本庁舎本館4階 研修室

(3) 開札参加

開札場所への入室は、1者1名とします。入札参加者以外は開札場所への入室はできませんので、参加する方は、資格確認のため、**①入札参加申込書のコピー②身分証明書(社員証・運転免許証)**を持参の上、受付で提示してください。また代理人が開札に参加される場合は、前記①②に加え、必ず入札者からの委任状を受付に提示してください。入札者(代理人を含む。)の開札参加は自由です。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない局の職員を立ち合わせます。なお、開札参加の有無は、落札者の決定に一切影響しません。

(4) 開札結果

開札結果は、その場で全ての入札参加者の名称及び納付率を公表します。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札した納付率が最低納付率に達しないとき。
- イ 納付率を改ざんし、又は訂正したとき。
- ウ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- エ 入札書に記名押印がないとき。
- オ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- カ 入札の資格がない者が入札したとき。
- キ 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
- ク その他入札に関する条件に違反したとき。

(6) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合等は、入札を中止又は延期することがあります。

## 10 落札者の決定

(1) 局が定める最低納付率(15%)以上で、最高の納付率をもって入札した者を、落札候補者と決定します。

(2) 落札候補者となるべき同一の納付率の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者又は入札者から委任された者がくじ引きで落札候補者を決定します。この場合、開札場所に入札者及び入札

者に委任された者がいないとき又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に係りのない局の職員がくじを引きます。

(3) 落札候補者が開札場所にいないときは、入札結果を電話により連絡します。

(4) **落札候補者の決定後、本市において落札候補者の入札参加資格審査を行います。**その結果、入札参加資格を満たすと認められた場合は落札者と決定し、その旨を電話により連絡し、後日、落札決定通知書をお渡しします。

(5) 入札参加資格の審査の結果、資格を満たしていないと認められた場合は次順位者の審査を行い、落札者が決定するまで同様の審査を繰り返します。

(6) ホームページによる入札結果公表

入札参加資格の審査の結果、落札者が決定しましたら、令和6年7月下旬までに局のホームページにおいて、**入札者数、落札者名及び決定した納付率**を公表する予定です。

## 11 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定通知書を受け取った後、速やかに下記の書類を事業サポート課に提出してください。

ア 自販機及び容器回収ボックスの外寸図

イ 取扱商品一覧表（局の指定様式）

ウ 容器等のリサイクル方法（形式は問いません。）

※自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。）

※リサイクル工程（収集運搬、処分の方法がわかるもの）

(2) 落札者は、令和6年8月30日（金）までに賃貸借契約（以下「契約」といいます。）を締結していただきます。

(3) 落札者が、本市が指定した期限までに契約を締結しない場合は、落札決定は取り消され、局が募集する次回の自販機に係る入札に参加できません。

## 12 契約保証金

免除します。

## 13 落札決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、落札決定を取り消します。

(1) 指定する期日までに契約の手続きを行わなかったとき。

(2) 入札参加申込みの提出書類に虚偽の内容があったとき。

(3) 落札者が入札参加者の資格を失ったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、借受人としてふさわしくないと局が判断したとき。

## 14 契約の解除

局において、貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を解除します。また、借受人が、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除する事由となります。

(1) 入札参加申込みの提出書類に虚偽の内容があったとき。

(2) 契約に定める義務を履行しないとき又は契約期間内に履行する見込みがないとき。

(3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、借受人としてふさわしくないと局が判断したとき。

(4) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(5) 銀行取引の停止を受け、又は破産、民事再生、会社更生等の申立てをし、若しくは受けたとき。

## **15 自己都合による自販機設置の中止**

自販機の設置を中止しようとする場合は、局と協議の上、中止する理由を記載した辞退届を中止希望日の3か月前までに提出してください。自己都合による自販機設置の中止は、原則認めませんので、既納の貸付料は還付しません。さらに契約を解除した年度及びその次年度の局の自販機の入札には、参加することができません。

## **16 設置辞退に伴う見積合わせ**

契約が解除され、又は借受人が自己都合により自販機の設置を中止し、新たな借受人を決める入札手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該借受人以外の入札参加者（当該辞退した借受人が参加した入札）による見積合わせにより借受人を決定します。

## **17 情報公開**

提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む。）は、堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）により情報公開の対象となる場合があります。



## 飲料自動販売機の仕様書

### 1 設置する飲料自動販売機（以下「自販機」という。）

#### (1) 機種

設置する自販機は、カップ以外の缶、瓶、ペットボトル等の清涼飲料水の販売を目的とすること。

#### (2) 機能

消費電力量の低減に資する環境に配慮した最新の自販機（ヒートポンプ式・ノンフロン型）を設置し、照明はタイマーにより消灯を行い、電力消費量の省エネに努めること。入札参加申込時に提出するカタログ掲載の自販機と同じ自販機を設置すること。また、**自販機内部のカウンターにより、局職員が売上本数の確認ができる機種とすること。**

#### (3) 設置場所

自販機は、施設案内図及び自動販売機位置図に示した場所に設置すること。

#### (4) 外形寸法

自販機の寸法は、本館は幅 1.2m以内、奥行 0.8m以内、南館は幅 1.5m 以内、奥行き 0.6m以内とすること。ただし、転倒防止板を除く。

#### (5) 商品の販売価格

原則として缶・瓶飲料の標準小売価格が 1 4 0 円であれば 1 3 0 円以下に、ペットボトル飲料（5 0 0 m l）の標準小売価格が 2 0 0 円であれば 1 8 0 円以下とし、職員の福利厚生のため割引を行うこと。他の標準小売価格の商品は、その額に準じ、販売価格を設定すること。なお、物価の変動、消費税率の変動により商品の販売価格の変更を希望する場合は、事前に施設管理者と協議すること。

#### (6) 取扱商品

商品は、できうる限り局の要望に応えた種類、多様な品揃えとすること。ただしアルコール類は禁止する。

### 2 必要経費等

(1) 自販機の設置（電気の使用量を計測する子メーターの設置を含む。）、撤去及び移転等に要する費用を負担すること。

(2) 電気料金は、子メーターにて計測した使用量により計算した額を期限までに全額納入すること。なお、電気子メーターの有効期間の期限切れ等に注意すること。

(3) その他の経費については、本市の指示に従うこと。

### 3 管理運営上の遵守事項

(1) 商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自販機の維持管理については、設置業者である借受人が適切に行うこと。

(2) 空容器の回収ボックスを設置し、借受人の責任で適切に回収・リサイクルすること。

(3) 自販機及び容器回収ボックス周辺は清潔に保つこと。

(4) 自販機を設置するにあたっては、地震等により転倒しないように安全に据え付けること。なお、転倒防止板については、施設管理者と協議の上、その効果が発揮できる最小限の大きさのものとすること。

(5) 自販機の故障、つり銭不足などの苦情については借受人の責任において迅速に対応すること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に

貼付すること。

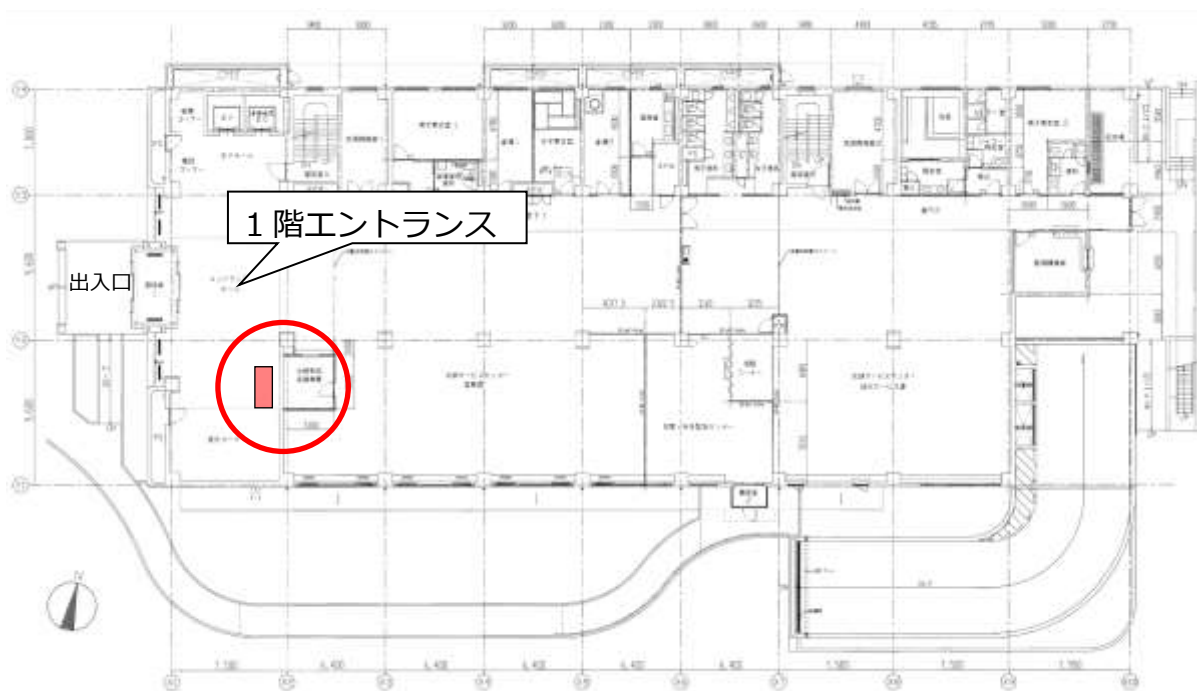
(6) 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

## 施設別仕様書

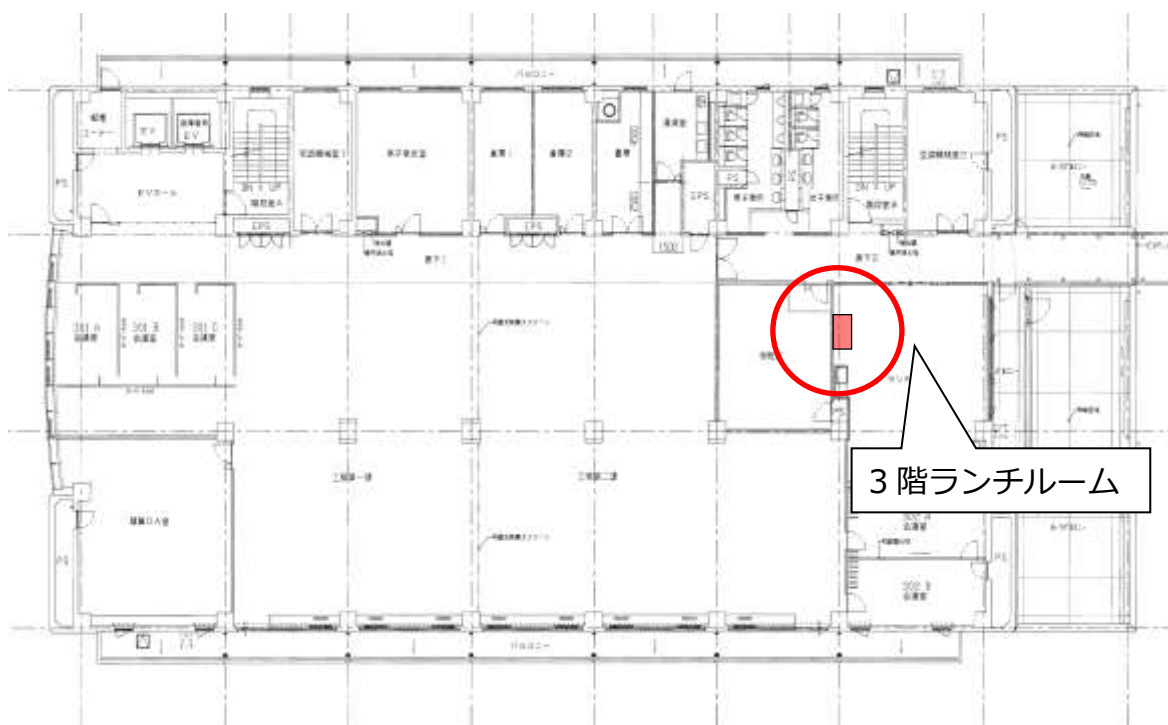
物件番号 1	上下水道局本庁舎本館 1階エントランス	物件番号 2	上下水道局本庁舎本館 3階ランチルーム
施設管理者	堺市上下水道局 サービス推進部 事業サポート課		施設管理者 電話番号 072-250-9108
所在地	堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2		設置台数 物件番号ごと1台
外形寸法	幅	奥行	施設内職員 数 約360人
	1.2m以内	0.8m以内	
種 類	カップ以外の缶・瓶・ペットボトル等 ただし、アルコール類は禁止する。		主な利用者 職員、来庁者
販売価格	缶・瓶飲料 原則130円以下 ペットボトル飲料(500ml) 原則180円以下 「飲料自動販売機の仕様書」参照のこと		売上高 売上高一覧表を ご参照ください
特記事項	物件2の設置場所を確認する場合は、上記施設管理課まで事前連絡が必要です。		



物件1 (本庁舎 1階エントランス) 自動販売機 位置図



物件2 (本庁舎 3階ランチルーム) 自動販売機 位置図



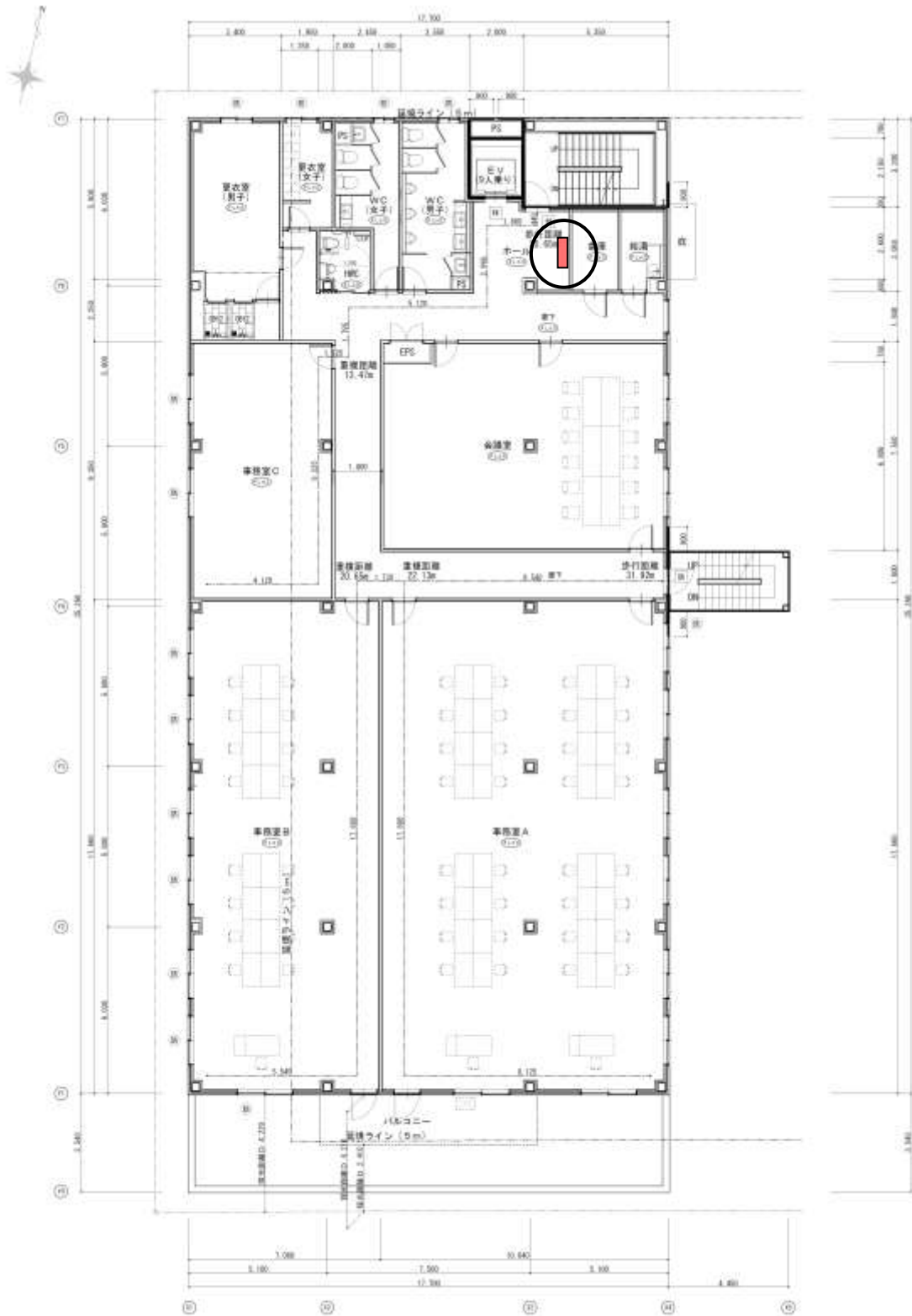
## 施設別仕様書

物件番号 3	<b>上下水道局本庁舎南館 2階 EV ホール</b>			
施設管理者	堺市上下水道局 サービス推進部 事業サポート課		施設管理者 電話番号	072-250-9108
所在地	堺市北区百舌鳥梅北町 2 丁 5 7 番地 1		設置台数	1 台
外形寸法	幅	奥行	施設内職員数	80人(25人) ( )内は本市職員数
	1.5m以内	0.6m以内		
種 類	カップ以外の缶・瓶・ペットボトル等 ただし、アルコール類は禁止する。		主な利用者	職員、委託業者
販売価格	缶・瓶飲料 原則 130 円以下 ペットボトル飲料 (500ml) 原則 180 円以下 「飲料自動販売機の仕様書」参照のこと		売上高	売上一覧表を ご参照ください
特記事項				

## 案 内 図



# 自動販売機 位置図



2階平面図 1:100

飲料自動販売機 売上一覧表（令和3年～令和5年）

物件 番号	施設名称 設置場所 設置業者	納付率	年度	年間売上高	年間売上本数
1	上下水道局本庁舎本館 1階エントランス (株)山久	46.5%	令和3年	1,490,010円	11,873本
			令和4年	1,459,110円	11,406本
			令和5年	1,491,750円	11,067本
2	上下水道局本庁舎本館 3階ランチルーム (株)山久	48.5%	令和3年	1,648,400円	13,431本
			令和4年	1,633,340円	13,092本
			令和5年	1,748,210円	13,186本
3	上下水道局本庁舎南館 2階EVホール (株)PS ビバレッジ	36.1%	令和3年	267,450円	2,230本
			令和4年	283,640円	2,346本
			令和5年	369,190円	2,867本

(案)

## 飲料自動販売機設置に係る建物賃貸借契約書

賃貸人 堺市（以下「甲」という。）と賃借人 ○○○（以下「乙」という。）は、飲料自動販売機（以下「自販機」という。）の設置に関し、次の条項により建物賃貸借契約を締結する。

（貸付物件等）

第1条 甲は、次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを借り受け、貸付料を甲に納入するものとする。

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積	備考
			○○㎡	うち容器回収ボックスの面積○○㎡

2 乙が設置する自販機は1台とし、外形寸法は、幅○○mm×奥行○○mmとする。

（用途の指定）

第2条 乙は、貸付物件を自販機及び回収ボックスの設置以外の用途に供してはならない。

2 乙は、自販機を設置するにあたっては、別紙「飲料自動販売機の仕様書」及び「施設別仕様書」の事項を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 本契約の貸付期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までとする。ただし、乙から契約更新の申出があり、甲が貸し付けることに支障がないと判断した場合は、令和11年9月30日を限度として1回に限り契約を更新することができる。

2 乙は、前年度から引き続き自販機を設置する場合を除き、令和6年10月1日に自販機を設置しなければならない。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（売上実績報告書の提出）

第4条 乙は、自販機の売上本数、売上高を四半期ごと（3か月ごと）に取りまとめ、次表の提出期限までに売上データを添付の上、売上実績報告書（甲が指定する様式）を甲に提出しなければならない。

四半期	対象期間	提出期限
第1四半期	4月1日から 6月30日まで	7月15日
第2四半期	7月1日から 9月30日まで	10月15日
第3四半期	10月1日から12月31日まで	1月15日
第4四半期	1月1日から 3月31日まで	4月15日

2 前項の提出期限が土日、休日のときは、翌開庁日をその期限とする。

3 甲は、乙が売上実績報告書を提出しない場合又は提出した売上実績報告書の売上高等の記載事項に疑義のあるときは、甲自ら売上本数のカウンターを調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができる。このとき、乙は、甲の調査に協力しなければならない。

（貸付料）

第5条 貸付物件の自販機設置に係る貸付料は、前条の売上実績報告のあった四半期ごとの売上高（消費税及び地方消費税含む。）に貸付料の納付率（売上高に乗じて貸付料を算定するための率）○○%を乗じて得た額（円未満は切捨て）に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

（貸付料の納入方法及び期限）



第6条 乙は、前条の規定により算出した四半期ごとの貸付料を甲の発行する納入通知書又は甲が指定する口座への振込により、次表の納入期限までに納入しなければならない。

四半期	対象期間	納入期限
第1四半期	4月1日から 6月30日まで	甲の請求があった日から30日以内
第2四半期	7月1日から 9月30日まで	
第3四半期	10月1日から12月31日まで	
第4四半期	1月1日から 3月31日まで	

2 前項の納入期限が土日、休日のときは、翌開庁日をその期限とする。

3 第1項の規定により、貸付料の納入方法を口座振込とした場合は、口座振込の手数料は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第7条 乙に納付させる本契約の契約保証金は、堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）第3条の規定により準用する堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第30条の2第2号の規定により免除とする。

(延滞金)

第8条 乙は、貸付料を第6条の表に定める納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日までの期間について、堺市上下水道局公有財産規程（平成25年上下水道局管理規程第13号。以下「規程」という。）第23条第6項に定める延滞金の特例として附則に定める割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として甲に納入しなければならない。

(権利譲渡の禁止等)

第9条 乙は、貸付物件における自販機の設置場所を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

2 乙は、本契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用上の制限)

第10条 乙は、貸付物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、転倒防止板等甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(物件保全義務)

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲において、貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いずに本契約を解除することができる。

(1) 乙が提出した入札参加申込みの書類に虚偽の内容があったとき。

(2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行する見込みがないとき。

(3) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自販機の設置業者としてふさわしくないと甲が判

断したとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第 3 条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(5) 乙が銀行取引の停止を受け、又は破産、民事再生、会社更生等の申立てをし、若しくは受けたとき。

3 乙は、乙の都合により本契約を解除する場合、その理由を記した辞退届を解除する 3 か月前までに甲に提出しなければならない。

（損失補償）

第 13 条 甲は、第 12 条の解除によって生じた乙の損失を一切補償しない。

（貸付物件の返還）

第 14 条 第 3 条に規定する本契約の貸付期間が満了したときは、満了の日までに、甲が第 12 条の規定により本契約を解除したときは、甲が指定する日までに、乙は、自販機を撤去し、自己の負担において、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する義務を履行しないときは、乙に代わってこれを原状回復して、乙にその費用を請求することができる。

（費用の支出及び請求権の放棄）

第 15 条 本契約の貸付期間中に貸付物件に支出した一切の費用は、いかなる理由においても、全て乙の負担とし、乙は、貸付物件を返還するときに、これを甲に請求することができない。

（損害賠償）

第 16 条 乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、甲に報告後、甲の指示に従い速やかに原状に回復し、又は甲に損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（貸付料の不還付）

第 17 条 甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰することのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の貸付料は、還付しない。

2 甲は、第 12 条第 3 項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の貸付料は、還付しない。

（法令の遵守）

第 18 条 甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、規程その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

（契約の費用）

第 19 条 本契約に要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

（疑義の決定）

第 20 条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

（管轄裁判所）

第 21 条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市

代表者 堺市上下水道事業管理者 森 功一 ⑩

乙 所在地

名 称

代表者 ⑩